

○ 国別・品目別特惠適用除外措置及び高所得国に係る特惠適用除外措置の適用基準（平成十九年財務省告示第百三十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一 国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準（関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第八条の二第二項関係） （一）各年度において、<u>産品の競争力に基づく国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。</u> イ 一の特恵受益国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品（以下「特定原産品」という。）であつて、<u>当該年度の初日を含む年の前々年（以下単に「当該年度の前々年」という。）までの三暦年の平均で、その輸入額が十五億円を超え、かつ、当該輸入額が特定原産品と同一の物品の総輸入額の五十パーセントを超えるものは、特惠適用の対象から三年間除外する。</u>ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は除外しない。 （イ）<u>当該三暦年の平均で、当該特定原産品の特惠適用輸入額が当該国・地域からの総特惠適用輸入額の二十五パーセントを超える場合</u> （ロ）<u>当該特定原産品が、経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）締結についての</u>大筋合意をしている国・地域を原産地とする物品で、かつ、<u>当該大筋合意において当該経済連携協定に基づく関税率が当該経済連携協定の発効日において特惠税率以下のものである場合</u> （ハ）<u>当該特定原産品の協定税率（法第七条の三第一項に規定す</u>	一 国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準（関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第八条の二第二項関係） （一）<u>産品の競争力に基づく国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。</u> イ 一の特恵受益国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品（以下「特定原産品」という。）であつて、<u>過去三年間の平均で、その輸入額が十五億円を超え、かつ、当該輸入額が特定原産品と同一の物品の総輸入額の五十パーセントを超えるものは、特惠適用の対象から三年間除外する。</u>ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は除外しない。 （イ）<u>過去三年間の平均で、当該特定原産品の特惠適用輸入額が当該国・地域からの総特惠適用輸入額の二十五パーセントを超える場合</u> （ロ）<u>当該特定原産品が、経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）締結についての</u>大筋合意をしている国・地域を原産地とする物品で、かつ、<u>当該大筋合意において当該経済連携協定に基づく関税率が当該経済連携協定の発効日において特惠税率以下のものである場合</u> （ハ）<u>当該特定原産品の協定税率（法第七条の三第一項に規定す</u>

る協定税率をいう。以下同じ。）が無税とされている場合

ロ イの基準は、農水産物等（関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第一類から第二十四類までに該当する物品をいう。）については輸入統計品目表（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）に定める輸入統計品目表をいう。以下同じ。）の細分の単位で、鉱工業産品等（関税率表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品をいう。）については関税率表番号の項の単位で適用する。

ハ イの基準は、当該年度の前々年の輸入統計品目表に基づいて、当該年度の前々年までの三暦年の貿易統計により判定する。

(二) 経済連携協定に基づく関税率及び特惠税率の選択的適用を回避するための国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

経済連携協定における我が国以外の締約国である国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品であつて、当該物品の当該経済連携協定に基づく関税率が特惠税率以下のものについては、特惠適用の対象から除外する。

(三) 有限天然資源保護のための国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

我が国が加盟する水産資源の保存管理に係る地域漁業管理機関において、保存管理措置に違反しているとして特定が行われる国・地域からの、当該機関における管理対象魚種の輸入といった環境・資源の保護の観点から特惠の供与を行うことが適切でない品

る協定税率をいう。以下同じ。）が無税とされている場合

ロ イの基準は、農水産物等（関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第一類から第二十四類までに該当する物品をいう。）については輸入統計品目表（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）に定める輸入統計品目表をいう。以下同じ。）の細分の単位で、鉱工業産品等（関税率表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該当する物品をいう。）については関税率表番号の項の単位で適用する。

ハ イの基準は、各年度において、前々年の輸入統計品目表に基づいて、当該年度の前々年までの三暦年の貿易統計により判定する（平成二十三年度においては、平成二十一年の輸入統計品目表に基づいて、平成十九暦年、平成二十暦年及び平成二十一年の貿易統計により判定する。）。

(二) 経済連携協定に基づく関税率及び特惠税率の選択的適用を回避するための国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

経済連携協定における我が国以外の締約国である国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品であつて、当該物品の当該経済連携協定に基づく関税率が特惠税率以下のものについては、特惠適用の対象から除外する。

(三) 有限天然資源保護のための国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。

我が国が加盟する水産資源の保存管理に係る地域漁業管理機関において、保存管理措置に違反しているとして特定が行われる国・地域からの、当該機関における管理対象魚種の輸入といった環境・資源の保護の観点から特惠の供与を行うことが適切でない品

目について、当該機関において特定が解除される等特惠非供与の根拠が解消するまでの間、特惠適用の対象から除外する。

二 高所得国に係る特惠適用除外措置の適用基準

(一) 各年度において、部分適用除外措置（国別・品目別特惠適用除外措置。法第八条の二第二項関係）の適用基準は以下のとおりとする。

イ 対象国・地域は、後発開発途上国及び(二)に規定する全面適用除外措置の対象となる国・地域を除くものとし、当該年度の初日を含む年の前年（以下単に「当該年度の前年」という。）に国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において、「高所得国」に分類される国・地域とする。なお、当該年度の前年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年の世銀統計において「高所得国」に相当する国・地域とする。

ロ 対象品目は、輸入統計品目表の細分によることとし、当該年度の前々年において当該細分に応じて計上された貿易統計において、イの国・地域を原産地とする各品目のうち、その輸入額が、我が国の当該品目の総輸入額の二十五パーセントを超え、かつ、十億円を超えている品目とする。ただし、当該国・地域を原産地とする当該品目の協定税率が無税とされている場合を除く。

目について、当該機関において特定が解除される等特惠非供与の根拠が解消するまでの間、特惠適用の対象から除外する。

二 高所得国に係る特惠適用除外措置の適用基準

(一) 部分適用除外措置（国別・品目別特惠適用除外措置。法第八条の二第二項関係）の適用基準は以下のとおりとする。

イ 対象国・地域は、後発開発途上国を除くものとし、当該年度の初日を含む年の前年（以下単に「当該年度の前年」という。）に国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において、「高所得国」に分類される国・地域（平成二十二年の世銀統計における「高所得国」は、国際復興開発銀行が、平成二十年における国民一人当たり国民総所得が一万九百六米ドル以上としている国・地域）とする。なお、当該年度の前年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年の世銀統計において「高所得国」に相当する国・地域とする。（平成二十三年の場合、平成二十年における当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が一万九百六米ドル以上の国・地域）

ロ 対象品目は、輸入統計品目表の細分によることとし、当該年度の前々年において当該細分に応じて計上された貿易統計（平成二十三年の場合、平成二十一年暦年の貿易統計）において、イの国・地域を原産地とする当該品目の輸入額が、我が国の当該品目の総輸入額の二十五パーセントを超え、かつ、十億円を超えている品目とする。

ハ イ及びロの基準により、部分適用除外措置の対象となった国・地域及び品目については、特惠適用の対象から一年間除外することとし、当該基準のいずれかを満たさなくなった場合には、当該国・地域について当該品目の特惠関税の供与を復活させる。

(二) 各年度において、全面適用除外措置（国別適用除外措置。法第八条の二第一項関係）の適用基準は以下のとおりとする。

イ 当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されている国・地域（後発開発途上国を除くものとし、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当する国・地域とする。）については、特惠適用の対象から除外する。

ロ イの基準により国別適用除外措置の対象となった国・地域の国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年まで三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されない場合で、かつ、当該国・地域より希望があるときは、当該年度より当該国・地域に対する特惠関税の供与を復活させる。なお、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当しない場合で、かつ、当該国・地域より希望があるときは、当該年度より特惠関税

ハ イ及びロの基準により、部分適用除外の対象となった国・地域及び品目については、毎年度見直すこととし、当該基準のいずれかを満たさなくなった場合には、当該国・地域について当該品目の特惠関税の供与を復活させる（ただし、(二)に規定する全面適用除外措置の対象となっていない国・地域を除く。）。

(二) 全面適用除外措置（国別適用除外措置。法第八条の二第一項関係）の適用基準は以下のとおりとする。

イ 対象国・地域は、後発開発途上国を除くものとし、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されている国・地域とする（平成二十三年度の場合、平成二十年から平成二十二年度までの世銀統計のいずれにおいても「高所得国」に分類される国・地域）。なお、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当する国・地域とする。

ロ イの基準により国別適用除外の対象となった国・地域の国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年まで三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されない場合で、かつ、当該国・地域より希望があるときは、当該年度より当該国・地域に対する特惠関税の供与を復活させる。なお、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が、当該年度の前年までの三箇年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当しない場合で、かつ、当該国・地域より希望があるときは、当該年度より特惠関税の供

の供与を復活させる。

与を復活させる。